

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年10月4日	高井田交通株式会社(法人番号7122001004515)代表者石原都茂子	大阪府東大阪市高井田本通5丁目1番26号	本社	大阪府東大阪市高井田本通5丁目1番26号	輸送施設の使用停止(40日車)	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	令和6年5月20日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)	9	4
令和6年10月7日	コスモタクシー株式会社(法人番号9140001021667)代表者橘信之	兵庫県神戸市灘区味泥町5番16号	本社	兵庫県神戸市灘区味泥町5番16号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月11日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。))による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)(5)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条第2項)	0	0
令和6年10月11日	神戸相互タクシー株式会社(法人番号7140001002850)代表者平尾文一	兵庫県西宮市津門大塚町7番7号	西宮	兵庫県西宮市今津港町1番26号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年5月30日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	1
令和6年10月15日	芦屋タクシー株式会社(法人番号3140001000098)代表者高橋朋宏	兵庫県芦屋市大東町4番地7号	本社	兵庫県芦屋市大東町4番地7号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月18日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第1項、第2項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項)(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。))による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条第2項)(7)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	0	0
令和6年10月17日	ベスト交通株式会社(法人番号1122001009305)代表者中村一人	大阪府東大阪市長田東4-5-30	枚方営業所	大阪府交野市幾野6丁目11-2	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年4月11日及び同年4月19日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録義務違反【一部保存なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第25条第3項、第4項)(2)運行記録計による記録義務違反【一部保存なし】(運輸規則第26条第2項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	2	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年10月23日	株式会社スマイルタクシー(法人番号6120901002738)代表者仙石秀司	大阪府吹田市南吹田5丁目6番3号	本社営業所	大阪府吹田市南吹田5丁目6番3号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年8月13日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第26条第2項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年10月24日	遠藤 好重	大阪府大阪市此花区	本店	大阪府大阪市此花区	事業の停止(30日間) 輸送施設の使用停止 (60日車)	道路運送法(以下、「法」) 第15条第1項、法第27条 第3項、法第86条第1項	令和6年3月18日、関係機関からの情報提供を端緒に調査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、「法」)第15条第1項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(3)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)(4)日雇い運転者等の選任禁止違反【選任5名以下】(運輸規則第36条第1項)(5)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【全て作成なし】(運輸規則第37条第1項)(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)(7)許可等の条件又は期限違反【輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反】(法第86条第1項)	36	36